

委 託 仕 様 書

業 務 名：巖井ポンプ場No.2雨水ポンプ点検業務委託
履行場所：岡山市北区富町二丁目6番30号
履行期間：契約締結した日から令和 8年 3月 27日まで

第 1 章 総 則

第 1 節 一般事項

(目 的)

第 1 条 本仕様書は、上記業務委託の基本的内容について定める。受託者は現場説明書、仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）に基づいて本市関係職員（以下「監督員」という。）の指示に従って誠実に履行すること。

なお、本業務は設計図書及び業務に関係ある法令・条例等に準拠し、定められた期間内に優秀な技術で履行すること。

(提出書類)

第 2 条 受託者は、本業務について次の関係書類を提出すること。

1. 課税事業者届	1 部
2. 委託業務着手届	1 部
3. 工程表	1 部
4. 業務主任技術者届	1 部
5. 業務責任者届	1 部
6. 下請負通知書	1 部
7. 現場写真（A 4 カラー・工程毎）	1 部
8. 委託報告書	1 部
9. 委託業務完了通知書	1 部
10. その他監督員の指示する書類	1 式

(業務責任者)

第 3 条 業務責任者は、監督員の監督を受け、契約の履行に関し、その運営、取締り等を行うほか、契約に基づく乙の一切の権限（委託料額の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、契約の解除に係るもの等を除く。）を行使することができる。

(条件変更等)

第 4 条 現場説明書、本仕様書及び図面に明示のない場合又は疑いを生じた場合等は、直ちに監督員に通知しなければならない。

(官公署その他への手続き)

第 5 条 この業務履行に必要な届出、手続等は、あらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受託者がこれを代行する。

これらに要する費用は、特別に本市が指示・指定したもの以外はすべて受託者の負担とする。

(災害防止等)

第 6 条 本業務の履行に当たっては、作業に従事する者の安全災害防止対策等に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して行うこと。なお、履行中第三者に危害等を与えた場合は、

受託者の責務において誠意をもって解決すること。

また、業務履行にあたり、監督員と事前に打ち合わせ等を行い、機場の運転管理に支障がでないよう努めること。

(臨機の処置)

第7条 災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。とった措置の内容は遅滞なく監督員に報告すること。また、本業務履行中において対象の機器等に異常が発見された場合、軽微な異常は調整・修理を行うこと。

(業務用電力等)

第8条 業務履行に必要な電力・用水は、原則として本市が支給するが、使用に際しては、あらかじめ本市の承諾を受けること。

(有資格作業)

第9条 受託者は本業務進捗に関し、法令等の定めるところにより有資格者の常駐等が必要な場合は、受託者の責任義務にて措置し、現場の安全就労と円滑な進捗に努めること。

なお、有資格者等を選任する場合は、作業前に有資格者を証する書類の写しを提出し監督員の承認を得ること。

(弁済復旧)

第10条 本業務の履行に際し、建造物、機器等を損傷しないように十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに原状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

(整理整頓)

第11条 受託者は、本業務の履行期間中および業務完了に際して、監督員の指示に従い履行場所全般の整理・整頓・後片づけおよび清掃等を行うこと。

(別契約の関連作業)

第12条 別契約の関連作業〔工事、修繕、委託等〕については、当該関係者と協力し、履行場所の運転管理をも含め、全体の円滑な進捗を図ること。

(使用工具等)

第13条 本業務の履行に使用する工具及び機器類は、受託者の責任において準備するとともに、使用前には十分に点検整備を実施すること。

ただし、専用工具等を必要とする箇所について、本市の保有する工具が必要な場合は貸し出すものとする。受託者は、専用工具等の貸し出しを受けたときは、遅滞なく借用書を提出し、貸与品の取扱いには十分注意しなければならない。

(使用材料)

第14条 本業務に使用する材料等は高信頼性、耐久性、安全性を具備した高品質のものであり、材料検討等により最適なものを選定し、既設品と同等もしくは同等以上の性能を有する新品とする。同種の製品・部品等は、完全な互換性を有するものでなければならない。また、JIS等、各種法規・規格に制定されているものについては、これに適合しなければならない。

設計図書に表示されていない軽微な部品について交換が必要と考慮されるものについては、受託者が交換すること。

受託者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は

借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

(発生材の処理)

- 第15条 1. 発生材のうち、特記により引渡しを要するものは、清掃を行い指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督員に引渡すこと。
2. 発生材のうち、特記により再生資源利用を図ると指定されたものは、構内において分別を行い、所定の再生資源化処理施設等に搬入を行った後、調書を監督員に提出すること。
3. 1 及び 2 以外の引渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い、適切に処理し監督員に報告すること。
- なお、特別管理産業廃棄物のある場合は、特記による。

(検査)

- 第16条 本業務の履行期間中、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け、承諾を得た後に次の工程に移行すること。
- また、本業務完了後、受託者は、本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。受託者は、検査員の検査に合格しない場合、遅滞なく補修または改造をして再検査を受けなければならない。

第2章 特記事項

第1節 概 要

(委託概要)

第1条 本業務は、雨水対策を円滑に行うため、No.2雨水ポンプの点検整備を実施するものである。

(対象機器)

第2条 本業務の対象機器は下記のとおりとする。

1. No.2雨水ポンプ

- ・製造者 : 久保田鉄工(株)
- ・型式 : 1300DF-0 横軸斜流ポンプ
- ・口径 : 1300mm
- ・揚水量 : 240m³/min
- ・揚程 : 5.0m
- ・製造年 : 1972年

(業務内容)

第3条 本業務の内容は下記のとおりとする。なお、取替部品の仕様・数量等は数量総括表のとおりとし、メーカー指定品またはメーカー推奨品とする。ただし、仕様書・図面等の数値は参考値とし、現地調査確認を十分行い履行すること。

1. No.2雨水ポンプ点検業務 1式

①分解前各箇所測定

- ・振動、満水保持時間等
- ・当該雨水ポンプを起動させ、ポンプ、軸受、減速機、及び下記項目を測定し、記録すること。

＜測定項目＞

吐出量、吐出弁開度、減速機軸受温度、減速機潤滑油の入口温度・出口温度・圧力

②ポンプ分解・清掃

③内部点検・各種測定（摩耗箇所は大きさ・深さ・部位測定）

- ・主軸、パッキンスリーブ摩耗状況
- ・水中軸受、スリーブ摩耗状況
- ・ケーシングとインペラーのクリアランス

④ケーシング内部塗装

- ・3種ケレン+エポキシ樹脂塗装3回塗り

⑤部品交換（パッキン類等）

⑥組立

- ・カップリング芯出し調整

⑦ケーシング外面塗装（1回塗り）

- ・マンセル 2.5G6/3（青磁色）

⑧試運転調整及び点検後各箇所測定

- ・振動、満水保持時間等
- ・当該雨水ポンプを起動させ、ポンプ、軸受、減速機、及び下記項目を測定し、記録すること。

＜測定項目＞

吐出量、吐出弁開度、減速機軸受温度、減速機潤滑油の入口温度・出口温度・圧力

第4条 注意事項

1. 受託者は、本業務中に発見した不具合箇所は、速やかに監督員に報告し、委託報告書に記載し提出すること。軽微な修理等は、受託者において施工すること。費用が発生する不具合箇所は、監督員と協議し取替部品等の納期の確認、修理費用の見積など、速やかに対処すること。
2. 出水期（6月～10月）は当施設の運営に支障をきたすため、監督員と協議の上、出水期以外で本業務を実施すること。